

あなたのまちの相談パートナー 人権擁護委員

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員法に基づいて、地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをして、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。現在約1万4,000人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、全国の各市区町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

浪江町では、現在4人の人権擁護委員が活動しています。



浪江町の人権擁護委員は次の方々です。(敬称略) 林 心澄 鈴木恵一 谷田謙一 田村栄子



ひとりで悩まずにご相談ください



差別・いじめ・いやがらせ等人権に関する問題でお困りの場合は、法務局の人権相談をご利用ください。

- みんなの人権 110 番 **TEL** 0570 (003) 110
- 女性の人権ホットライン **TEL** 0570 (070) 810
- 子どもの人権 110 番 **TEL** 0120 (007) 110
- 外国語人権相談ダイヤル **TEL** 0570 (090) 911

※電話番号のお掛け間違いに注意してください。

特設人権相談を開設します

浪江町では12月の人権週間に合わせ、特設人権相談を行います。

- 日時 12月6日(木) 10時～15時(12時～13時を除く)
- 場所 浪江町役場本庁舎 1階第一行政相談室
- 当日専用ダイヤル **TEL** 090 (9030) 0164

※相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

問 住民課住民係 **TEL** 0240 (34) 0230

配偶者居住権の存続期間が原則として、居住権が認められた配偶者が亡くなるまでです。なお、遺産分割協議などで、それより短い居住権

は発生しない権利となります。配偶者居住権は、亡くなった方の所有する建物に無償で住んでいた配偶者であれば、特段合意などがなくても発生する権利でした。一方、存続期間がこれより長い配偶者居住権は、遺産分割協議で合意がある場合や遺言などによつて認められている場合以外では発生しない権利となります。

前回、配偶者短期居住権を説明しましたが、今回の改正では、もっと長い期間の無償の居住権も創設されました。

配偶者居住権

今回は、配偶者居住権について説明します。うけどんはイメージアップキャラクターに就任して、あちこちから引っぱりだこになっているので、今回は私1人で進行します。

を定めることもできます。

配偶者居住権は譲渡することとはできず、増改築や他の者に建物を使用・収益させるには、所有者の承諾が必要となります。承諾なく、増改築等をした場合、配偶者居住権が消滅することがあります。通常の建物の修理費などは居住する配偶者が負担しなければいけません。存続期間が終身であれば、基本的に、返還の問題が生じませんが、無断の増改築などで配偶者居住権が消滅した場合は、所有者に建物を返還しなければならなりません。

今回このような居住権が創設されたことにより、所有権は長男が相続するが、配偶者に居住権を認めて、配偶者が亡くなるまで建物に住み続けることができるようになるという遺産分割が可能となりました。

今回は、婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈・贈与について説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.24



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)